

令和4年 第5回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和4年4月25日(月) 午後1時30分～午後4時04分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について

日程第 7 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第6号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和4年第5回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題といたします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、2番山田茂委員・15番金井亮委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年3月開催の第3回総会で許可相当の議決案件、農地法第3条関係2件、5条関係23件につきましては、令和4年4月18日付で許可書を交付いたしました。

農業委員任命式が4月の5日に市役所201会議室で行われ、新たに選任された農業委員17名に茂木市長から任命書が交付されました。第4回農業委員会総会が任命式後に同所で行われ、開催されました。農地利用最適化推進委員委嘱式が同日に行われ、新たに選任された推進委員17名に丸山会長から委嘱状が交付されました。群馬県農業会議の第1回常設審議委員会が4月18日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席しました。終了後に1号役員候補者打合せ会が同所で開催され、丸山会長が出席しております。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の5件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明は終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

11番。

11番委員 11番です。1号議案、3条関係1番ですが、この申請地は、申請者が長年借り受けて稲作をしていた土地であり、地権者の方の年齢が87歳と高齢のため

にもうできないから買って欲しくないかということで、今まで借りていた土地を
買うというような条件でございます。それで、申請者は年齢が84で高齢者な
のですが、今なおかつ元気に作物を作ったり、いろいろきれいに作業をしてお
るという状態でございます。それで、〇〇が非常に農作物に興味を持ちまして、
将来的にイチゴの栽培をしたいというので、今勉強中でございます。それで、
将来的にはそこでイチゴの栽培をするようなことで、〇〇、土地を買っておい
てくれというような話だそうです。特に問題はないので、よろしく願いいた
します。

議 長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 議案第1号、農地法第3条の3番の関係でございます。受け人は隣接地も既に
取得しており、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願い
申し上げます。

議 長 ほかにございますか。

17番委員 では、17番から。

議案第1号、農地法3条の2番と4番になります。まず2番ですが、こちら受
け人は手広く農業を経営している方でありまして、自分の所有農地も全て管理
されておりますので、特に問題ないと思います。

4番に関しましては、こちらは贈与で、もう以前よりこちらの〇〇さんが実際
的には耕作をされている土地でありますので、特に問題はないかと思えます。
以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ほかによろしいですか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含み置きください。

それでは、お諮りいたします。議案第1号につきましては、審査班に審査を付
託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場
合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番及び2番の2件、2班に3番及び4番の2件、3
班に5番の1件、以上5件を付託いたします。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議につい

てを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、4月20日に実施された申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査の結果につきまして、4条の申請については、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の4件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明は終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

5番。

5番委員 5番です。議案2号の4条関係の3番です。下をサカキを植えてやるというのですが、この場所は申請者の自宅の南側なのですけれども、続いているようなものです。左右の土地は全く荒れております。そういうことから考えましても、特に問題はないと私は思っております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。2号議案、4条の2番です。この土地は、〇〇の400mぐらい南方の土地なのですが、申請地には昭和33年頃に自宅を建設して住居として住んでいたと。それで、近いうちに自宅を新築したいというので土地調査をいたしましたところ、農地転用が行われていなかったと。また、車庫についても同様ということで調べた結果、農地転用が行われていないということが分かりまして、今回始末書を添付させまして、それで是正したく申請したと。それで、他の農地に与える影響はございません。隣は竹やぶであり、それで前にあった土地が宅地で残っていて、今建っているうちが農地だったと、こういうことなのです。それで特に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかにありますか。

17番委員 では、17番から。

議案第2号の農地法4条の1番になります。こちらでも調べた結果、48年からもう農地転用されずに建物が建ってしまっていたということで、是正措置になりますので、周辺農地への影響はないと考えられますので、審議の参考をお願いいたします。

議長 ほかによろしいですか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含み置きください。

それでは、お諮りいたします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番及び4番の2件、以上4件を付託いたします。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、4月20日に実施された申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査において、5条の17番の申請については、作業道の確保について疑義がございましたので、この後申請者からの説明を予定しております。その他につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから5ページ記載の20件です。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条関係の6番と13番の2件でございます。6番の案件につきましては、一時転用の3年と駐車場ということで、転用に問題ないと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。

13番の案件でございますが、この農地は去年までコンニャクを作っておりましたが、コンニャクの農家から畑が返されてしまって、困っていたところでございます。隣にも住宅があり、コンニャクを作るのに非常に難しい土地であります。太陽光ということで転用もやむを得ないと考えていますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ほかに。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、農地法第5条関係の14番と最後の20番です。

初めに14番から説明させていただきます。この場所については、今受け人のほうの場所が駐車場の隣ということで、この場所については、近いうちに道ができる、その代替地となっておりますので、ここの場所については、ほかの農地には問題ないと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、20番については、これは前に申請が出たところと同じでございます。この場所は〇〇と〇〇の境の土地でありまして、ほかの農地には問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長 ほかに。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の4番、5番、9番の3件です。

まず4番です。〇〇跡地の北に行った田んぼのところなのです。これは、田んぼのかなり高低差がありまして、下が4m以上あるのかな、そのところに隣接している田んぼであります。また、北は4m道路に面してありまして、これ問題ないと思われまます。

5番です。5番は、〇〇の南に入った住宅地でありまして、これは3種農地でありまして、これも問題ないと思ひます。

9番です。これは、4m道路に面している田んぼなのですけれども、この田んぼ、水がないというか川がないところで、清水を使って植えていたのではない

かと思われます。この傾斜も、東、北傾斜のあまりいい土地ではないと思われます。これ転用はやむを得ないと思われます。審議の参考にしてください。
以上です。

議 長 ほかにありますか。

8 番

8 番委員 議案第 3 号の 5 条、2 番と 1 1 番です。2 番のこれは〇〇、「〇〇」と読みます。〇〇に住んでおります〇〇に、〇〇に住んでいる〇〇のほうが太陽光発電に協力したいということで、場所も太陽光、光の太陽がよく当たるところで、特に問題はないと思います。

1 1 番、〇〇の農地ですけれども、これは皆さんご存じのとおり〇〇のちょうど中心地にある梅林のお土産屋さんとか食堂がある中心地にあるところでございます。〇〇のほうで〇〇の管理と、それからこの所有者が駐車場と、あとは住宅として使っていたところが、実は何か農地転用されていなかったようなことがありまして、始末書が添付されておりますけれども、〇〇の管理保全に〇〇のほうでご尽力していただけるということですので、特に問題はないと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。3 号議案の 5 条関係の 1 2 番ですが、この土地については、〇〇の 2 0 0 m ぐらい東方、〇〇より 1 0 0 m ぐらい南に下がった土地でございます。これは 3 種農地ということで、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長 ほかにありますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。議案第 3 号、農地法 5 条関係の 1 7 番です。太陽光発電用地の転用申請です。申請地一体は特に栽培等をされていない地帯でございます。青いダイヤと言われた梅ブームの頃植林されて、そのまま梅の価格が低下と後継者不足で放置された状態の梅の古木と雑木と混在しているような事態となっております。申請地につきましては、北側が畜舎を囲む柵が設置されておりまして、隣接する農地につきましては耕作の様子のございませぬので、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

9 番。

9 番委員 9 番です。そのほかの第 3 号第 5 条関係で、15 番、16 番なのですけれども、こちらのほうも特に栽培もされていない畑でして、荒れ地になっている感じがです。隣のほうにまた太陽光発電が設置されておりますので、特には問題ないと思います。

以上です。

議 長 ほかに意見のある方いらっしゃいますか。

17 番委員 では 17 番から。

議案第 3 号、農地法 5 条のまず 7 番です。こちら家庭菜園用ということで、周辺農地への影響はないかと思われま。

続きます、8 番ですが、こちらは相続の是正がちょっと絡んでいるらしいのですが、本人が隣の宅地を所有しております、ちょっとうちは〇〇なのですけれども、今後管理はしっかりさせていただくということで、問題ないと思います。

19 番になりますが、こちらは面積も小さく、3 種農地ということで、特に周辺農地への影響はないと考えられます。

審議の参考をお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第 3 号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 7 番の 7 件、2 班に 8 番から 14 番の 7 件、3 班に 15 番から 20 番の 6 件、以上 20 件を付託いたします。

これより書類審査のため、暫時休憩いたします。

(休憩午後 2:55)

(書類審査)

(再開午後 3:19)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第2号、農地法第4条関係の3番及び議案第3号、農地法第5条関係の17番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第2号3番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第2号3番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

3番申請者 皆さん、どうもお疲れさまです。私は、〇〇という会社で営農型太陽光発電設備の設置業者でございます。私の担当としては、一時転用の申請を主に担当しております。どうかよろしく願いいたします。

今回の設置場所について、安中市〇〇番地の農地で行います。営農する作物については、サカキを予定しております。実際に同じ〇〇地域で既に2年ほど前に同じサカキで申請している場所があります。そこでの作物は毎年状況報告していますけれども、特にその作物に影響を及ぼすことは、今のところ問題はありません。

あとは、設備の概要としては、太陽光の発電出力が47.48キロワット、パネルの面積、設備の面積は249.6平米で、遮光率は63%、フェンス等は一応設置は予定しておりません。

サカキなのですけれども、これは前回、同じ〇〇で既に実施していると同じように、1年目から3年目までは専門の栽培指導員、栃木県鹿沼市にありまして、株式会社〇〇、〇〇をやっているお方で、こちらの指導の下で営農をしていくという予定でございます。特に定植をしてからおおよそ8年目ぐらいから収穫可能という見込みで予定しております。

それで、識見を有する者としましては、私ども〇〇、〇〇の中の一般社団法人〇〇という組織になります。

あと、サカキの収穫後の販売につきましては、一旦その〇〇さんのほうで一度買取りをしまして、それでオークネットとかによる相対取引とか、あと卸売対策について販売をしていくという計画でございます。

以上となります。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問等のある方はお願いします。

6番。

6番委員 6番。8年も収穫までに通常は時間がかかるのですか。

3番申請者 はい。苗としては2年生、もしくは3年生の苗を最初に植えまして、それで根づかせをしながら成長を見守って行って、おおよそ大体早くて7年、通常は大体8年ぐらいから収穫ができるような計画でございます。ちょっと一応資料として実際お写真をお持ちしましたので。これが実際の定植5年目です。

議長 閲覧して回して。

3番申請者 そのお写真は差し上げますので、置いていきますので。

議長 ほかに。

6番。

6番委員 もう一点。出荷のときの荷姿というのはどういう感じなのですか。出荷のときの。

3番申請者 荷姿は、大体小さいものが3束から5束ぐらいを1つに束ねて、それで上のビニールをかぶせて集荷するという形でございます。よくお花屋さんが出荷するのとほぼ同じような形だと思います。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。どうもご苦労さまです。サカキというのはどのくらいから収益、要は資本をかけて、上の太陽光は別として、結局3年、4年は全然収益がないわけでしょう。

3番申請者 はい、そうですね。

2番委員 そうすると、それやっぱり指導してもらうにも多少は、お礼ではないけれどもするわけでしょう。それをしていったらどれだけから収益、もうかったなというぐらいになるのですか。

3番申請者 そうですね、大体収穫時期が、収穫になりますと冬以外ほぼ毎日収穫できるということになります。それまでは剪定をしたり、あとは横にも伸びますので、剪定をしながら管理をしながら、大体7年から8年ぐらいになるとほぼ100%収益になります。

2番委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

12番。

- 1 2 番委員 1 2 番です。どうもお疲れさまです。サカキはいろいろ種類があつて、同じような方向を向いて置いたときに向きがいいような、そういう種類もあるみたいで、販売というか販売価格を、需要が多いほどいい価格がつくと思うのですが、そういう選定種類をどういう。
- 3 番申請者 サカキは本サカキです。
- 1 2 番委員 本サカキというのを植え付けるわけですね。
- 3 番申請者 はい。今日ちょっとお持ちしたお写真があるのですがけれども、全て本サカキです。
- 1 2 番委員 どうもすみません、以上です。
- 議 長 ほかにないですか。
- 1 7 番委員 では、1 7 番から。
こちら営農型ということで、説明の中にフェンスは張らないというご説明だったのですけれども、地図で見ると分かるように、周りが民家がたくさんあるのですが、確かに営農型なので足が高いとは思いますが、サカキということであれば、トラクターを入れたり大きな機械を入れたりするわけではないので、可能であればフェンスをつけていただければあれかなと思うのですが、その辺もう少し考慮していただいて。施主さんと。お願いします。
- 3 番申請者 特に営農に支障がある場合はつけないということになっておりますけれども、危険を伴う場合にはフェンスの設置も一応可能という事です。
- 1 7 番委員 フェンスを要件としては求めてはいないのですけれども、それが山の中とかならいいのですが、これ現場へ行っていると思うのですが、これ現場が宅地が非常に身近にあるのです、民家がたくさん。こういうところで太陽光、営農型でなければ完全にフェンスをするので、フェンスを張ることが可能であればぜひ張っていただきたい。これは要望です。
- 議 長 ほかに。
- 委 員 なし。
- 議 長 なければ質疑を打ち切ります。
どうもご苦労さまでした。
- 3 番申請者 ありがとうございます。
(議案第 2 号 3 番申請者退出)
- 議 長 次に、議案第 3 号 1 7 番の案件申請者から説明を求めます。
案件申請者がトイレに行っているそうですので、ご自由に閲覧ください。

暫時休憩。

(休憩午後 3:30)

(再開午後 3:31)

議長 会議を再開します。

(議案第3号17番申請者入場・着席)

事務局 それでは最初に、自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

17番申請者 ○○と申します。○○、地目が畑で、土地の面積が○○平米、こちらは今50キロワット以下の94.5キロワットアワーの出力の太陽光を造る計画でございます。

以上です。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問等のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。ご苦労さまでございます。この場所については、県道から進入するという事になっていると思うのですが、この進入路についてどういう形で進入するのですか。

17番申請者 これ公図には赤道がございます。

3番委員 かなり伐採したりいろいろ形を取らないとちょっとできないので、だから伐採したりなんかしないと、途中までは軽がやっとこ入るような道なのですけれども。

17番申請者 それは、弊社のほうで道の部分のところは重機が通れるような、しっかりと道は造らないのですけれども、道をちゃんと整備しまして、奥まで進入できるようにということで、今日も入り口の地番で言うと○○という地番の進入路のところは前回伐採した木の根っこ、ちょっと高さがあったので、それをもうちょっと切らせてくださいということもお伝えしてまして、進入路の確保はしていただいています。

3番委員 では、他人の土地には進入しないで、その進入路で大丈夫ということですね。

17番申請者 そうですね。この赤道がございますので、ここを通らせていただいて目的地まで搬入等をさせていただく予定でございます。

3番委員 はい、分かりました。

以上です。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 趣旨は今の質問と同じことなのですが、道路の関係、工事の入るのに道具を資材をどういうふうに入してということで、今の質問と同じになるかと思うのですが、要望としまして、私は現地の農業委員で、場所に行くときに頂いた地図を持って行っても、入り口とか全然よく分からない。行ってぐるぐる、ぐるぐるやっているうちに、土手みたいになっていて、高台になっていて、地形的にはここかなとか、〇〇の角から。

17番申請者 そうですね、ちょうど大きな通り沿いに太陽光が1つできていると思うのですけれども、そこの北側に。

12番委員 そこへ行ってきてきたから分かっているのですけれども、この図面の作り方なのです。〇〇さんは、これではなくて、それは頼んだ行政書士さんか何かですから、そこへ伝えていただきたいのですけれども、今後のこともあるので、場所も赤い印を作るとか、行くのも入るのに多少困れば頼れるように。

17番申請者 案内図があまりよくなかったということですか。

12番委員 全然分からない。

17番申請者 申し訳ございません。これからちょっと気をつけます。

12番委員 これからもいっぱいもう〇〇さんにかなり許可を出しているの、経験者、大ベテランなので、工事のほうはきちんとできるかと思うのですけれども、その前の段階から、審査するというか、これ見るほうが迷ってしまって、迷わないように、そこから迷わないように、ちゃんときちんと経験を交えてちゃんとしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

17番申請者 分かりました。ご指摘ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

17番委員 では、17番から。

先ほどの3番委員さんの説明とかなりかぶりますけれども、こちらの説明、確かに図面を見れば赤線はあるのですが、道はあるのですが、現状が完全に雑木林になっていて、人間はとても踏み込める状態ではないですし、この現地へ行くまでに最低2軒以上の方の土地を通るわけです。

17番申請者 こちらの道がございまして。ここの道で、ここの地図というのは国土交通省の調査が入っていますので、杭に沿って道というのが、ちゃんと赤道が通っているものですから。

- 1 7 番委員 枝だとか木が生い茂ったりしていますよね。それはどうするのですか。
- 1 7 番申請者 それをだから地権者様にお話しして交渉させて、木は切らせていただきます。
- 1 7 番委員 それができているのですか。
- 1 7 番申請者 はい。
- 1 7 番委員 できているの。
- 1 7 番申請者 できています。
- 1 7 番委員 この2軒の地権者とはもうそういう話はできているの。
- 1 7 番申請者 もうお話はさせていただいています。進入路もさせていただいていますし。
- 1 7 番委員 その奥の地権者とも。
- 1 7 番申請者 奥の地権者様ともお話をさせていただいています。
- 1 7 番委員 ああそうですか。そういう説明事務局に何でしてくれないのかな。してあれば今日呼出ししなくても済んだ。
- 1 7 番申請者 一応私どものほうもちょっと申請書どおりには提出させていただいたのですけれども。
- 1 7 番委員 申請書どおりではなくて、質問事項に対して的確な回答がないから来ていただいて説明をしていただいているのです。実際、この確かに図面には道はあるけれども、現状が、とてもではないけれどもそういう状況にないので、木もいろんな所に立っているし、枝もはらわなければならないし、いろんな残骸もあるし、こういうのは地権者との打合せができていなければ、当然できない、着工できないわけですから、勝手には。そういう説明を事前にしていただければ。
- 1 7 番申請者 させていただいています。
- 1 7 番委員 いただけないから今日来てもらったのでしょうか。
- 1 7 番申請者 ただ、私が前回こちらに来るご要請をいただいた理由としては、その進入路が。
- 1 7 番委員 そうですよ、進入路の問題ですよ。
- 1 7 番申請者 具体的にちょっとお話が、ちょっとすみません、僕も聞くのが忘れてしまったのですけれども、進入路としかちょっと分からなかったのも、進入路ということは、私の進入路と言われると、どこを歩いていくということだと思いますので、図面で説明するというイメージしかなかったのです。
- 1 7 番委員 おたくはもう何件もやっているのだから、そういう説明ではなくて、ちゃんと事務局が分かるような書類を作って、事務局の質問には端的に答えられるような準備をして申請をしてください、今後は。今回は、これがちゃんと地権者と

の打合せができているということの回答が事前にあれば、今日来ていただかなくて済んだ話なのです。

17番申請者 分かりました。

17番委員 だから、次回からはちゃんとそういう準備をして、先ほど12番委員さんが言われたような配置図等も添付して、分かりやすい書類で申請してください。
以上です。

17番申請者 分かりました。気をつけます。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番。ちょっと説明してもらいたいのですけれども、その赤道に沿って搬入路を設けるということですよ。

17番申請者 はい。

15番委員 赤道が、いろいろ聞くと2m幅しかないという。

17番申請者 そうですね、2mぐらいございます。

15番委員 それで足りるのですか。こちらの農地側に入ってしまうとまた話がややこしくなってしまうので、これを遵守してもらいたいのです。

17番申請者 はい。それは入り口までは結構大きな4トンぐらいの車で材料を持っていくのですけれども、この進入路の赤道に関しては、小型の軽トラックとかユンボで搬送する予定です。

15番委員 ユンボって、型の幅が2mです。

17番申請者 小さいのがあるのです。0.5とか。

15番委員 0.5。

17番委員 0.5は大きいぞ。

6番委員 こんなところ入らないよ。

17番申請者 大きい、何と言うのですか。

15番委員 0.45とか0.5ならとんでもない話。

17番申請者 小さいものがございまして、大体車幅が1m60ぐらいのものもあるのです。
それでつり上げて。

15番委員 0.1とか0.15ぐらいのもの。

17番申請者 そうですね、はい。

15番委員 だから、心配しているのは、2mで足りるのかどうか。それをだから事務局にちゃんと説明するような施工計画書を出しているのかどうかです。この関係す

る地権者に了解を取ったからいいだろうという、そういうことではないのです。
私の言いたいのは、それだけです。

17番申請者 分かりました。

議長 よろしいですか。

ほかに意見のある方いらっしゃいますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

説明ご苦労さまでした。

17番申請者 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(議案第3号17番申請者退出)

議長 それでは、ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩といたします。

(休憩午後 3:41)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3:43)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求め
ます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番と2番
の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に
示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を
全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 2番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番から4番
の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に
示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を
全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は5番の1件です。
審査班で農地法第3条申請基準により審査した結果、調査書に示したとおりで
あり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしてお

りますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。
これより議案第1号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第1号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。
次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 2番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番から4番の2件です。審査班で農地転用許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。
これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から7番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 2番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、8番から14番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、15番から20番の6件です。審査班で農地転用許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたします。

次に、日程第6、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。

農地法第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

令和4年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用について。区域、安中市野殿字長坂1393番地1ほか1筆。下限面積1アール。以上で説明は終わります。

議長 事務局。

事務局 農地係の真下と申します。4号議案の関係について補足ということで説明させていただきます。

4号議案のほうなのですけれども、読んでいただくと「「下限面積」の設定について」という文言があります。先ほど3条の申請のほうをご審議いただいたと思います。農地を農地のまま売買したり賃貸借したりする申請ということになるのですが、買ったり借りたりする人間のほうに下限面積の制限というのがあります。要は一定程度農地を持っていないと売買で取得したりだとか借りたりすることができないという規定があります。安中市の場合においては3,000平米が下限面積になります。

この今回の議案といいますのは、こちらの野殿1393番1、1393番2について、この下限面積をこの土地については除外すると、そういう申請になるのです。なぜ除外するかというお話なのですけれども、こちらに登録空家に付随する農地の調査表という参考資料でつけさせていただいた別冊のものがあるのですけれども、こちらが表になっていて、2ページ目、3ページ目に航空写真がついてあって、現地の写真があってというものがあります。1ページ目は表になっています。A4判で出ています。ちょっとそちらのほうなのですけれども、対象農地が〇〇というふうに表示してしまったのですけれども、すみません、こちらは野殿の1393番1の誤りです。どうも申し訳ありません。こちらの資料の4ページ目にこういうのが、「農地法3条の下限面積を引下げします」というのが載っているものであります。こちらのほうに、空き家と一緒に

に農地を売りたい方、購入したい方というような説明がついておりまして、安中においても空き家のほうが近年増加をしまして、建築住宅課というところで空き家バンクという制度を使って空き家のほう、条件に当たるものを登録して所有権移転を促すというような取組を行っています。そちらも空き家の所有者の方から、自分の持っている農地についても空き家に附属させて売りたいと、そういうような要望がありました。今までのこの下限面積の定義に従うと、当然空き家を買う方は農地を持っていない方が多いので、3,000平米の条件をクリアできないと。そうすると売り渡せないということになって、緩和をしてくれないかということで、そういう話がありまして、農業委員会のほうとしましても農地の適正な管理、荒れてしまう農地を減らすというような観点もありまして、この事業に協力をすることによって要綱のほうを定めまして、空家付きの農地ということで登録された農地については、3,000平米の条件のほうを緩和していこうというような形になったわけでありまして。今回は地権者の〇〇さん、もう亡くなった方なのですけれども、その相続人の〇〇さんという方から申請をいただきました。空き家のほうが〇〇のほうにございまして、それに付随する農地が野殿の1393番1、1393番2ということになります。位置的には資料の2ページ目に青色で表示してあるところが対象空き家、黄色のところの対象の農地のございます。ちょっと離れているような形なのですけれども、空家の農地については、〇〇の近くにありまして。農地については、〇〇からそう遠くないところなのですけれども、かなり道は狭いような形のところになります。

現場の写真なのですけれども、一応そんな感じで結構荒れているような感じのところなのです。ちょっと航空写真上だと耕作をしているような感じが見受けられるのですけれども、平成29年の写真でありますので、その当時はまだきれいだっただのですけれども、今現在は少し枯草が茂っているような、そんな状態のございます。こちらについて、こちらのほうから空家に付随した農地ということで、こちらの議決を得るという形になりますと、空家バンクで空家のほうが売れて、農地のほうも買いたいという話になったときには、要はその買いたい人がまた3条申請を農業委員会のほうにいたします。そのときには、もう既に空き家に付随する農地ということで議決を得ておりますので、3,000平米の要件については考慮しなくていいと、そういうような制度になっております。

補足については以上となります。よろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたので、お含み置きください。
質問がありましたらお願いします。

6番。

6番委員 6番です。この空家に対して県道端に何か看板が出ているようだと思うのですが、その売買にその農地も一緒にということなのですか。ちょっと分からないのですが、もう一回説明してください。

議長 事務局。

事務局 このグラフ、道のほうから見て道沿いの建物なので、恐らく〇〇というような形で看板のほうがついて、売地という形になっていると思いますので、こちらのほうがこの議決を経ますと農地がついた空家だということで、空き家バンクに登録してあるものについて、ホームページ上に公開はあるのですが、そちらのほうにも農地つきであるということが表示が出ます。それで、実際農地を買っていただくかどうかは手を挙げる形になりますという形になります。

6番委員 了解です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請については、原案のとおり農地の指定をすることに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和4年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の17件です。農業経営基盤強化

促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第6号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。

令和4年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用配分計画（案）は、議案書8ページ記載の1件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第5回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 4時04分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和4年4月25日

安中市農業委員会会長

2番委員

15番委員